

意見書

議員提出議案の意見書6件を可決し、その実現に向けて政府関係機関に送付しました。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意としてその改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分

踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を実現すること。

2 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。

3 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。

4 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。

5 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成17年6月23日

大村市議会

【提出先】内閣総理大臣、内閣官房長官、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化している。

また、今日、三位一体の改革などが進められている中で、税財政面で自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機能に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分發揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自

治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが必要である。

21世紀における地方自治制度を考えるとき、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自立性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会召集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の機能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成17年6月23日

大村市議会
【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

**日本船舶振興会への
交付金軽減等に関する意見書**

競艇事業をはじめとする地方公営
競技事業は、長引く景気の低迷やレ
ジャーの多様化等により、平成3年
度をピークに売上げの低下が続ぎ、
必死の経営改善努力にもかかわらず、
いずれの施行者においても厳しい
経営を余儀なくされています。競
艇事業にあつては46施行者中、平
成13年度及び14年度において一
般会計への繰出しができない施行者が
16施行者に及ぶほか、単年度赤字
に陥っている施行者も多く、平成
15年度末には桐生市、光市、広島
県西部競艇施行組合などが事業から
撤退するに至っています。

モーターボート競走法の趣旨は、「
海事思想の普及と地方自治体財政
の改善に寄与する」とこととなつて
いますが、平成15年度決算では競艇
事業46施行者の事業収益が78億
4,569万円余にまで減少してい
る一方、日本船舶振興会への交付金
は1号交付金、2号交付金を合わせ
て351億7,075万円余り、公営
企業金融公庫納付金が112億93
5万円余となっています。
本市においても、年々競艇事業経
営は苦しくなっており、平成14年
度以降一般会計への繰入れはできな
い状況となっています。一方、売上
額に応じて納付を義務付けられてい

る日本船舶振興会交付金及び公営企
業金融公庫納付金は平成15年度で
それぞれ5億4,725万円、1億
7,700万円となっています。

各施行者とも売り上げ向上の努力
はされているものの、このままでは
地方自治体財政の改善に寄与する
というモーターボート競走法の趣旨に
反するばかりか、事業自体の存続も
危惧する深刻な状況にあります。

既に地方競馬、競輪、オートレー
ス（小型自動車競走）事業について
は、こうした状況を受けて交付金の
軽減や支払猶予措置が新設されまし
たが、競艇事業にあつては昭和37
年の改正以降モーターボート競走法
の見直しが行われていません。また
公営企業金融公庫納付金は、公営競
技施行団体の売上げ・収益が急増し



防風ネット設置後は中止がなくなった「大村ボート」

た昭和45年に収益の均てん化を目
的に時限立法として制定され、その
後も更新されてきましたが、現状で
は根拠を失っていると言わなければ
なりません。

よって、政府におかれましては、
次の事項を実現されるよう強く要望
いたします。

記

- 1 日本船舶振興会への1号交付
金、2号交付金を軽減すること。
 - 2 公営企業金融公庫納付金制度を
廃止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定
により意見書を提出する。
平成17年6月23日

大村市議会
【提出先】内閣総理大臣、総務大
臣、国土交通大臣

道路整備推進に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会
活動を支える最も基礎的な施設で
あり、その整備は全国民が等しく
熱望するところである。

また、高齢化、少子化が進展し
ている中、21世紀の社会基盤を計
画的に充実させるためにも、道路
整備は一層重要になっている。

今後、活力ある地域づくりを推
進し、良好な環境の創造、安全で
安心できる国土の充実を図るため

には、遅れている地方の実態をよ
く調査し、効率的な道路網の整備
をより一層推進することが必要不
可欠である。

本県は、我が国の最西端に位置
し、多くの離島や半島からなり、
地理的・地勢的に極めて大きなハ
ンディキャップを背負っており、
道路の整備促進なくして本県市町
村の振興・発展は考えられない状
況である。

特に、本市を南北に走る一般国
道34号の渋滞解消のための道路整
備は、緊急かつ不可欠な行政課題
である。

記

- 1 平成18年度の予算編成に当た
っては、道路整備予算の大幅な確
保を図るとともに、地方の道路整
備に重点を置くこと。
- 2 道路特定財源制度を堅持し、
一般財源化や他の用途に配分する
ことなく、その全額を道路整備に
充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定
により意見書を提出する。
平成17年6月23日

大村市議会
【提出先】内閣総理大臣、財務大
臣、国土交通大臣、総務大臣、
衆議院議長、参議院議長

**住民基本台帳の閲覧制度の
早期見直しを求める意見書**

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中であって、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題である。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたきたところである。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつ

あり、自治体独自の取り組みでは補いきれない課題を生じさせている。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとではこうした事態への対応は極めて困難である。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成17年6月23日

大村市議会
内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

**義務教育費国庫負担制度の
堅持に関する意見書**

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのセーフティネットです。義務教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するのは国の責務であり、義務教育費国庫負担制度は国と地方が義務教育に係る共同責任を果たすための根幹を担ってまいりました。

しかし、政府の「三位一体」改革においては、教育そのものについての論議や、国・都道府県・市町村の教育における役割分担の検討が十分になされないまま、国庫補助負担金の大幅見直しばかりが進行しています。

義務教育費国庫負担制度が廃止されれば、厳しい県税収入の状況にある本県では、現状の国庫負担金よりも大幅に下回る財源しか確保できず、都道府県・市町村間の教育格差、離島・へき地における義務教育の切り捨てなどによる地域間格差につながり、いずれ本市の義務教育水準の維持が困難になることは否めません。

未来を担う子どもたちに最善の教育環境を実現していくためには、国が最低保障として財政的に下支えしている義務教育費国庫負担制度が必要不可欠です。

よって、政府におかれましては、国の責務を果たす観点から義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
平成17年6月23日

大村市議会
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

決 議

川添議長の不信任に関する決議

大村市議会においては、昭和17年市議会として発足以来、議長職について、戦前戦後の混乱期を除き、昭和26年就任第3代議長より平成15年就任第30代議長まで半世紀以上に亘り1期を2年とする慣行を踏襲してきた。

然るに今回第31代議長を選出するにあたり、30代議長川添氏におかれては、上記慣行を踏襲せずその座に固執し30代議長としてのままであり、且つ本年5月以降の在任期間を半年ないし1年としている。現在大村市は厳しい時代を迎えており、非常に困難な議会運営を強いられる時である。

このような時こそ議会は一致団結し、問題解決を図り、もって市民の信頼にこたえるべきである。

30代川添議長が今回採られた行動は、議会を混乱に陥れ、市民の信頼を失墜し、昭和17年から続く大村市議会の歴史を汚し、また歴代議長を裏切る行為と言わざるを得ない。

以上の理由により、本市議会は川添議長の不信任を決議する。
平成17年6月23日

大村市議会